

せていただきます。

外国人技能実習生は、現在、我が国に十九万人以上おりまして、少なからず我が国の社会にインパクトを持つておる数字ではないかなと私は思いますけれども、こうした技能実習生の実態となると、一般の方にはなかなか伝わりにくいところがまだあるのかなという気がしております。

そこで、まず最初に、現在我が国にいる技能実習生がどのような職種、分野で実習を実際にされているのか、その点について御質問いたします。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

平成二十八年四月現在におきまして、技能実習制度のいわゆる対象職種、具体的には、技能実習二号への移行が認められている職種として七十四種、続いて建設関係の職種、それから食品製造関係の職種、農業関係の職種となつてござります。

このうち、平成二十七年における技能実習二号への移行者数の多い順で見ていくと、一番多いのは鋳造、鍛造のような機械・金属関係の職種、二番目は紡績運転のよしな織維・衣服関係の職種、続いて建設関係の職種、それから食品製造関係の職種、農業関係の職種となつてござります。

○今野委員 ありがとうございます。

衣服とか機械とか、いろいろ職種がございまして、そうした中で具体的に実習生の方々は作業に従事されているというふうに思いますけれども、さらに突っ込んで、そうした実習生がそのような職種、分野で具体的にどのような作業に当たられているのか、全てというわけにいきませんので、幾つか例を挙げて御説明いただければと思います。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

技能実習生の具体的な実習の内容の例でござりますけれども、例えば、織維・衣服関係の職種であります繊維運転職種、その中の、糸をくる合撫糸作業という実習では、業務用の糸のパッケージを材料にいたしまして、専用の機械を用いまして、二本以上の糸を引きそろえて均齊なよりをかけて強度の大きい糸や特殊な風合いの糸などの製

作を行い、天然織維あるいは化学織維といった紡績系などを製造している作業がございます。

また、農業関係職種でございます耕種農業職

種、施設園芸作業で実習している技能実習生は、温室あるいはビニールハウスなどの施設におきまして、耕運機やトラクターなどといった各種の農業機械も活用して栽培や肥料の取り扱いなどの作業を行い、野菜、花卉等の園芸作物の生産を行つておるところです。

○今野委員 実習生がさまざまな分野でそうした

作業に従事している。これは、ほとんどは日本人が今まで行ってきた仕事とほぼ同じなのかなという気がしておりますが、ただ、この技能実習制度は、法文の趣旨、目的は、あくまでも、「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進する」ということが目的としてうたわれております。

現在までに、そうした技能実習制度の制度趣旨、目的のとおり、先ほど御説明いただいたような具体的な作業が海外への技能移転に成功して国際貢献に実を上げたというような事例があれば教えていただきたいと思います。

○宮川政府参考人 お尋ねの、制度趣旨に沿つた

海外への技能移転が果たされた具体的な事例でござりますが、これは、公益財團法人国際研修協力機構が帰国した実習生の近況報告をまとめた事例

集によりますれば、一つは、紡績運転の職種で技

能実習を行つたベトナムの方が、日本の織維メー

カーで専門技術と作業工程の管理方法を身につ

け、帰国後に、との会社の技術系の管理職に復

職し、後輩たちの教育を任せているというよう

な事例、あるいは、農業関係の職種で技能実習を行つた中国の方でございますが、日本のイチゴ農

家でイチゴ栽培の温室管理や土壤改良等の技術を

身につけまして、帰国後には、みずから農業法人

を立ち上げまして、日本の鉄骨製ビニールハウス

を用いた高附加值作物の栽培に成功した事例な

どがあると承知しております。

○今野委員 ありがとうございます。

先ほど御紹介いただいたのは、今まで数多くの技能実習生が我が国で技能を実習して、それを本国に持ち帰つてさまざまな活動をされたという中の一つの例だというふうにお伺いいたしました。

あくまでも我が国の技能実習制度はそうした制度趣旨、目的を持つた制度でございますが、たゞ、皆様も御承知のとおり、なかなかそういうふうに理解されていないといいますか、先日の参考人質疑においてもある参考人がおつしやつておられましたが、本音と建前ということで、あくまでも建前としてはそうした制度趣旨、目的がありますけれども、本音という部分で単純に労働力の不足を補うというような形で、また、それがために、この技能実習制度をめぐつては、制度趣旨を完全に逸脱したようなさまざまな不正行為が、

私も含めてすけれども、耳にされているところとが目的としてうたわれております。

現在までに、そうした技能実習制度の制度趣旨、目的のとおり、先ほど御説明いただいたような具体的な作業が海外への技能移転に成功して国際貢献に実を上げたというような事例があれば教えていただきたいと思います。

○井上政府参考人 お答えいたします。

まず、近いところで、平成二十七年における不正行為の概況でござります。これは、不正行為を通知した件数が総数で三百七十件ございます。

不正行為の類型別に多いところから順次御紹介いたしますと、一番多いのが賃金等の不払い、百三十八件ございます。これは、割り増し賃金の不払いを含めまして、手当、報酬の一部または全部を払わない場合の不正行為になります。

○井上政府参考人 お答えいたします。

のようないくつかの不正行為の類型が比較的多いのが実情でございます。

○今野委員 ありがとうございます。

今、さまざまなお正行為の類型について挙げていただきましたように、やはり労働関係法令に関する違反が最も多いのかなという気がいたしております。

ざつと私が調べた範囲において、先ほどお答えいたしました。

当時私は、技能実習制度について当然詳しい知識もありませんで、そうした問題が司法の中でも徐々にこれから問題になりつつあるということは把握はしていたんですけども、そのとき初めて詳しい実態というものを見聞きしました。

つい昨年も、やはり私の選挙区、地元で、農業に従事している方の意見交換会の場で、技能実習生が数人で失踪してしまって大変な問題になつてゐる、入管からかなり厳しい指摘を受けて今後的是正をしなければいけないんだというような御相談もいただきました。

私は、そうした現場の方々と話をしていると、や

はり技能実習制度の制度趣旨といふものが完全に

間違つて捉えられていると。本当に、現場の方々

は、今、例えば農業とか織維産業とか、いわゆる

三K職種みたいな形で日本人が就労する分野にお

いて、外国人技能実習生を受け入れて少しでも労

働力の不足を補いたい、それがまさに本音という

部分で出てきている話だと思いますけれども、や

はりそうした現場の声というのをよく耳にしま

す。そうした現場の考え方が前提としてある以上

は、労働関係の法令違反というのではなくか収束

してこないのかなということも懸念されるわけで

あります。

先ほどその要因についてお考えをお述べいただきまし

きましたけれども、まだまだ現場においてはそ

した考え方が払拭されていないのが現状だと思いま

ますので、今回のこの制度改正においてさまざま

な改正案が用意されている。例えば、一例を申し

上げれば、海外の送り出し機関が実習に行かれる

方から高額な保証金を取つてゐるがゆえに、実習

生が言うことを聞かなければいけない状況に置か

れている、そうしたことが低賃金で厳しい労働環

境に置かれる温床になつてゐるのではないかとい

うような指摘もあるわけでございます。

そうしたさまざまな要因に対し今回の法改正

がどのように対策をとつてゐるのか、基本的なと

ころだけで結構ですので、教えていただければと

思います。

当時私は、技能実習制度について当然詳しい知識もありませんで、そうした問題が司法の中でも徐々にこれから問題になりつつあるということは把握はしていたんですけども、そのとき初めて詳しい実態というものを見聞きしました。

つい昨年も、やはり私の選挙区、地元で、農業に従事している方の意見交換会の場で、技能実習生が数人で失踪してしまつて大変な問題になつてゐる、入管からかなり厳しい指摘を受けて今後的是正をしなければいけないんだというような御相談もいただきました。

私は、そうした現場の方々と話をしていると、や

はり技能実習制度の制度趣旨といふものが完全に

間違つて捉えられていると。本当に、現場の方々

は、今、例えば農業とか織維産業とか、いわゆる

三K職種みたいな形で日本人が就労する分野にお

いて、外国人技能実習生を受け入れて少しでも労

働力の不足を補いたい、それがまさに本音という

部分で出てきている話だと思いますけれども、や

はりそうした現場の声といふのをよく耳にしま

す。そうした現場の考え方が前提としてある以上

は、労働関係の法令違反というのではなくか収束

してこないのかなということも懸念されるわけで

あります。

先ほどその要因についてお考えをお述べいただきまし

きましたけれども、まだまだ現場においてはそ

した考え方が払拭されていないのが現状だと思いま

ますので、今回のこの制度改正においてさまざま

な改正案が用意されている。例えば、一例を申し

上げれば、海外の送り出し機関が実習に行かれる

方から高額な保証金を取つてゐるがゆえに、実習

生が言うことを聞かなければいけない状況に置か

れている、そうしたことが低賃金で厳しい労働環

境に置かれる温床になつてゐるのではないかとい

うような指摘もあるわけでございます。

そうしたさまざまな要因に対し今回の法改正

がどのように対策をとつてゐるのか、基本的なと

ころだけで結構ですので、教えていただければと

思います。

○井上政府参考人 まず、国内的な法制の整備の

関係から御説明させていただきます。

技能実習法案におきましては、制度の趣旨に

沿つた適正な運用を確保するために、まず第一

に、実習実施者が作成する技能実習計画につい

て、技能実習法に基づいて設立される外国人技

能実習機構がその適否を審査して公的に認定する

仕組みをつくります。そして、各段階の修了時に

おける技能評価を義務づけることによりまして、

目標を持った計画的な技能等の修得の確保を目指すこととしております。

第二に、監理団体の許可制や実習実施者の届け

出制、そして技能実習計画の認定期等を通じまし

て、主務大臣の立入検査や改善命令、許可、認定

の取り消し等の権限を定めまして、国が監理団体

や実習実施者をしっかりと監督できる仕組みを整

えることとしてござります。

さらに、法務、厚労両省官庁の所管にわたる

技能実習制度の運用管理を一元的に行う機関とい

たしまして、外国人技能実習機構を創設いたしまし

て、ここに、一元的な業務といたしまして、技能

実習計画の認定、監理団体の許可に関する調査、

実習実施者等に対する実地検査等の管理監督業務

及び技能実習生に対する相談対応や援助等の技能

実習生保護業務を担わせることとしております。

その他は、法案の外側のことでございますが、

JITCOという機関があつたわけですが、今後、

外国人技能実習機構と今までのJITCO、その

役割の違いといいますか、技能実習機構というの

はJITCOとどこがどう違うのかというのを御

説明いただければと思ひます。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

今回、外国人技能実習機構は、この法案に基づ

きまして新たに設立される認可法人でございまし

て、技能実習計画の認定や実地検査等を行う主体

として法律上位置づけられることとなります。

一方、現行制度において実施しておりますいわ

ゆるJITCO、国際研修協力機構、これは法的

根拠といふものはございませんで、いわゆる民間

団体としての巡回指導を國からの委託として行つ

ているわけでござります。

したがいまして、仮に、例えば機関が実地検査

協力を得ながら、そちらの國の中での適正化を進

めていくというようなこともして、あわせて制度

全体の一層の適正化に努めることとしておりま

す。

既に認定した計画についての取り消しを行ふこと

が可能となるような仕組みが今回新たに加わることとなつております。

このように、今までの法的根拠のないJITC

Oによる巡回指導よりも実効性を持つ制度の適

正化を担う役割、これを外国人技能実習機構が果

だと思います。ただ、これはある意味、相手国の

管轄の話。

国内法でそれを規制するのが實際問題

としてはなかなか難しい現状にあるのではないか

と思います。

ですから、まず、我が國としては、国内の監理

団体あるいは実施機関をいかに適正に管理監督し

ていくか。先ほどお答えいたいた、その体制の

核というか柱になるのが、私は、今後新たに創設

される外国人技能実習機構ではないかなというふ

うな気がしてあります。

今までには、これは民間の団体ですが、技能実習

生に対するアドバイスですか指導監督をしてい

た同じような機関として、国際研修協力機構、J

I T C O という機関があつたわけですが、今後、

外国人技能実習機構と今までのJITCO、その

役割の違いといいますか、技能実習機構というの

はJITCOとどこがどう違うのかというのを御

説明いただければと思ひます。

○吉田宣弘君 以上で今野智博君の質疑は終了いたしました。

次に、吉田宣弘君。

○吉田(宣)委員 おはようございます。公明党的

吉田宣弘でござります。本日も先日引き続き質

問の機会を賜りましたことに、心から感謝を申

し上げたいと思います。

限られた時間でございますので、早速質問に入

らせさせていただきます。

まず最初に、介護職の技能実習といふ、これか

ら先の、将来の課題でございますけれども、この

観点から数点質問をさせていただきたいと思いま

す。

介護職を技能実習制度として取り入れていくと

いうふうなことに当たつては、先日も参考人の先

生五名の方からたくさん御教示をいたしました

ところでござりますけれども、利用者の人権と実習

者の人権というものが双方しっかりと保障されなけれ

ばならないといふふうなことが重要であると私は

考えております。利用者の方は、サービスを受け

られる側ですから、恐らく一〇〇%の満足といふもの

を求めていらっしゃる。一方、実習生はあくまで

実習生であつて、いわば見習いといふことで、利

用者の一〇〇%の希望といふものに応えるには

ちょっと無理があるんだろうというふうに思つて

おります。

とすれば、施設介護また在宅介護など一人きり

の実習とか、また、先日の参考人の先生からも意

見がございましたが、一人きりでの夜勤とか、こ

たしていくこととなると考えております。

○今野委員 ありがとうございます。

時間が来たので質問をこれまで終えますが、今

後、しっかりととした技能実習機構が、先ほど御説

明いただいたように、法的権限のもとに運営され

ていつて、この技能実習制度が適正化のもとでさ

らに我が国に根づいていくことを私も委員の一人

としてしっかりと監視していくことを申し上げ

て、質問を終わります。

本日はありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で今野智博君の質疑は終了いたしました。

次に、吉田宣弘君。

○吉田(宣)委員 おはようございます。公明党的

吉田宣弘でござります。本日も先日引き続き質

問の機会を賜りましたことに、心から感謝を申

し上げたいと思います。

まず最初に、介護職の技能実習といふ、これか

ら先の、将来の課題でございますけれども、この

観点から数点質問をさせていただきたいと思いま

す。

介護職を技能実習制度として取り入れていくと

いうふうなことに当たつては、先日も参考人の先

生五名の方からたくさん御教示をいたしました

ところでござりますけれども、利用者の人権と実習

者の人権というものが双方しっかりと保障されなけれ

ばならないといふふうなことが重要であると私は

考えております。利用者の方は、サービスを受け

られる側ですから、恐らく一〇〇%の満足といふもの

を求めていらっしゃる。一方、実習生はあくまで

実習生であつて、いわば見習いといふことで、利

用者の一〇〇%の希望といふものに応えるには

ちょっと無理があるんだろうというふうに思つて

おります。

とすれば、施設介護また在宅介護など一人きり

の実習とか、また、先日の参考人の先生からも意

見がございましたが、一人きりでの夜勤とか、こ

ざいます。

私は、今般の法改正を踏まえて、今後、実習実施者による人権侵害事案などは二度と起こさないというふうな厳格な運用というものをぜひお願いしたいと思いますけれども、当局の受けとめをお聞かせください。

○井上政府参考人 人権侵害事案を二度と起こさないようにするためというのは、今回の法改正における適正化の一つの大きな柱でございます。

本法案におきましては、受け入れ機関による技能実習生の人権侵害を防止するために、例えば、旅券等を取り上げる行為に対する罰則の整備、あるいは、技能実習を強制する行為などをした監理団体に対する罰則の整備、また、法的権限に基づいて指導監督できる外国人技能実習機構の創設、さらには、実習実施者等の不正行為を申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益な取り扱いの禁止及び罰則、さらには、外国人技能実習機構における技能実習生に対する相談・援助業務の実施などの措置を講ずることにしております。

法務省におきましては、これらの措置を適切に運用することによりまして、技能実習生に対する人権侵害の防止を確実に図つてまいりたいと考えております。

○吉田(宣)委員 次に進みます。

また参考人の先生、多賀谷先生から御意見をいたしました点なんですかとも、外国人技能実習生というのは日本の企業にとつても損にはならないというふうな御意見がありました。私の質問に対するやりとりの中で、実習生がしっかりと日本で実習をして、今度母国に帰つてしまつかり母国の発展のために頑張るということですけれども、グローバル化された企業活動の中で、そういった途上国に日本の会社があるという場合もあるんだろうと。

日本で学んだ実習生が母国に帰つて日本の企業で仕事をするといふふうなことが私はあつてもいいと思うし、そこで力を發揮して母国の発展に寄与するとともに、またそれが、副次的な効果なの

かもしませんけれども、日本の企業にも役に立つということは、私は非常に好ましいことだらう

といふふうに思つております。

そういう観点から、今回業種も拡大されるわけでございますけれども、そういう点に資するような改正があるのかどうか、それについてちょっとお教えいただければと思います。

○宮川政府参考人 お答えいたしました。

今回の制度見直しにおきましては、現在三年間に限られております実習期間を五年間まで延長することができますが、これまで以上に高度な技能などを修得できるようになります。

また、これまでの全国的規模での職種に加えまして、地域限定の職種や、社内検定を活用した企業独自の職種の追加、あるいは複数職種の同時実習、これらによりまして多様な技能修得ができるようになることとしております。

これらの措置によりまして、従来に増して充実した技能修得が可能となりまして、帰国した実習生が母国経済や社会の発展に一層寄与することが期待されております。

また、母国におきまして、日本の技能や文化、言語を学んだ実習生、こういう方が増加することとは、海外に事業展開する日本企業にとっても優秀な現地人材の確保という意味でも好機となるものと考へているところでございます。

○吉田(宣)委員 一挙両得みたいなところもあるのかなと思いますので、そういうところからも、ぜひ運用の面も取り組んでいただきたいと思ひます。

保証金について、坂本参考人から、現実にはなかなかかつたこと、それに伴い、罰則を伴う法的根拠が必要であるというふうな御意見がございました。

改正前の制度でも保証金について禁止されていることは承知をさせていただいておりましたが、罰則がなくて担保されていなかつたために、今般の法改正で監理団体に罰則をもつて規制することになつたといふうに理解をしておりま

相談体制が拡充するといふうことだと思いますけれども、私は、実習生の立場に立つた、心

に寄り添つた申告権の制度運用というのをぜひ強く要望したいところでございますけれども、当局の所感をお聞きしたいと思います。

○井上政府参考人 お答えいたします。

新制度におきましては、一つは、技能実習生の申告権を法律上明記いたしまして、申告をしたことを理由とする不利益取り扱いも禁止してございます。

また、外国人技能実習機構が母国語相談を行ふのが違反が疑われる事案については、法的根拠に基づき、より実効性のある実地検査につなげていくこととしております。

さらに、実習実施者の倒産あるいは天災等により技能実習の継続が困難になつた場合、新たな実習先を確保するための連絡調整等の支援を外国人技能実習機構が行うこととしております。

こうした場合におきまして、それぞれの技能実習生の事情や意向を尊重し、実習生に対する相談、支援が適切に図られるよう取り組んでまいります。

○吉田(宣)委員 次に、同じく坂本参考人から、今度は保証金について懸念の御意見が出されました。

保証金について、坂本参考人から、現実にはなかなかかつたこと、それに伴い、罰則を伴う法的根拠が必要であるといふうな御意見がございました。

改正前の制度でも保証金について禁止されていることは承知をさせていただいておりましたが、罰則がなくて担保されていなかつたために、今般の法改正で監理団体に罰則をもつて規制することになつたといふうに理解をしておりま

ことでは、別の方策というのが必要になつてくるのかなというふうに思つております。

そこで、外国に送り出し機関につきましては、外國にある機関のために、我が国政府がございますように、送り出し機関を排除するためには、法務省、厚生労働省の合同有識者懇談会の報告書でも提言されただきたいと思います。

○井上政府参考人 送り出し機関につきましては、外國に送り出し機関の適正化のため、各送り出し国との間で二国間取り決めを作成して、各送り出し国政府において、自國の送り出し機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みに順次移行していくかと思います。

そして、この取り決めにおきましては、送り出し国政府に対しまして、帰国した技能実習生から事情を聞いて送り出し機関に不正がないかどうかを調べてもらう。不正が疑われたら、その機関について調査してもらいまして、不正が認められましたら、その機関を確実に排除していただく。さらには、失踪者を多く出している送り出し機関についても調査して、不都合があれば排除していただく。そのようなことも求められるような内容を盛り込む方向で交渉してまいりたいと考えております。

○吉田(宣)委員 國際貢献でございます。送り出し国には本当にそこはしっかり働きかけをしていただいて、この制度が適正に運用されるよう協力をしていただきたいと思います。

残り数点 質問を用意しておりますが、時間が参りましたので、ここで終わらせていただきま

す。

これで国内における保証金の問題は私はクリアされると、いうふうに思つておりますけれども、残念ながら、送り出し国団体というのは、これは日本の法律でございますから規制の対象外という

たしました。
次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。
きょうは、二つの法案 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案、それから外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について、質問をさせていただきます。

いざれも、介護について適用範囲を拡充していくという方向性だと思っておりますが、ただ、技能実習生の方は法律事項ではないというふうに認めております。

これからの議論の前提として、介護について技能実習生の職種の中に加えられるということはもう確定的だということでいいんでしょうか。確認までにお伺いします。

○岩城国務大臣 階委員御指摘のとおりでござります。

○階委員 では、そういう前提で、以下、お伺いしていきます。

きのう、質疑が合同審査で行わされました。二〇二五年で介護人材の不足する人数が三十七万七千人という、大変な数字が政府側から答弁でありました。

今回の法改正で、まず人管法の改正で介護の専門的人材は積極的に受け入れる、他方で、技能実習生の方では、介護の単純労働者は技能を五年で、最長五年間で身につけてもらって、本国に帰つて本国で働いてもらう、大体こういう趣旨だと思います。

これを前提にして、技能実習が最長五年ということになれば、今の資格制度のもとでは介護福祉士の資格の取得也可能だと思います。他方で、今

回の入管法改正の趣旨からすると、介護福祉士の資格を取つた人は積極的に受け入れようというこどですから、ここでちょっととした矛盾があるのでないかと思つています。
すなわち、技能実習五年間の間に介護福祉士の資格を取つた人は、入管法改正の趣旨からされ

ば、積極的に国内に、在留資格を認めればいいのではないかと思うんですが、この点についてはどう

のように整理されているのか、お答えください。

○岩城国務大臣 まず、技能実習制度におきます。

介護職種の追加は、介護の技能等を修得して、母国に持ち帰つてそれを生かしてもらう、そのことを目的とするものであります。実習修了後、引き続き我が国で就労することを予定するものではございません。

そのため、仮に技能実習による介護業務従事を実務経験として介護福祉士の資格が取得できたといたとしても、我が国に在留したまま、技能実習から介護への在留資格変更を認めるとは適当でないものと考えております。

○階委員 そこで、さらにお伺いします。

外国人技能実習生が資格は取りました、でも、日本で介護福祉士として働きたいということで再

入国した場合は、今回の入管法の法改正によつて介護の在留資格が認められるということですか

ら、これはお認めになられるのでしょうか。

つまり、一回国つて再入国した場合は介護福祉士として元技能実習生も働けるのかどうか、この点についてお答えください。

○岩城国務大臣 階委員も御承知だと思いますが、我が国で介護福祉士資格を取得するには、現行制度上、三つのルートが、三通りございます。

一つは、介護福祉士養成施設に指定されている大学、専門学校等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法、これを養成施設

ルートと申します。また二つ目には、一定以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に国家試験に合格して資格を取得する方法、いわゆる実務経験ルートです。三番目が、福祉系高校において

必要な知識及び技能を修得した後に国家試験に合格して資格を取得する方法、これがいわゆる福祉系高校ルートに当たります。この三通りがござい

ます。

一方、在留資格「介護」につきましては、当面、養成施設ルートで介護福祉士資格を取得した者のみを対象とすることとし、その旨を上陸基準を定める法務省令の中で規定する予定であります。

したがいまして、養成施設を経ないで介護福祉士資格を取得した技能実習生が一旦本国に戻つてから再度入国したいたしましても、現段階では在留資格「介護」を付与することは想定しております。

そのため、仮に技能実習による介護業務従事を行つても、再度入国して介護の資格で在留することはできないということが言われたわけですけれども、それは非常に合理性がないような気がしますね。

同じ資格なのに、一方で養成施設ルートを通じた方については介護福祉士として業務従事を認め、他方で実務経験ルートについては認めない。なぜなんでしょうか。私は合理性がないと思うんですが、お答えください。

○岩城国務大臣 その理由はなぜかということでありますけれども、これは、技能実習制度と、それから在留資格で介護を創設する、その二つの目的がそれぞれ異なるからでございます。

○階委員 技能実習生と在留資格の話を比較しているわけじゃないんですね。技能実習制度と在留資格を比較しているわけではなくて、同じ介護福祉士の資格を持つた人であります、実務経験ルートで資格を取つた人は在留資格は認めず、養成施設ルートで資格を取つた人は認める、これはなぜなんでしょうか」ということです。

○岩城国務大臣 失礼いたしました。

我が国では、専門的、技術的分野の外国人については積極的にこれまで受け入れてまいりました。

そこで、今回創設しようとしております介護

など、他のルートについては、介護福祉士資格の取得方法の一元化の状況等も踏まえまして、また、我が国の産業及び国民生活に与える影響等も勘案しつつ、関係省庁と連携し検討を行つてまいります。

○階委員 検討を行うことなんですが、今

の御答弁を聞いてみると、何か法科大学院の議論

を聞いているような気がするんですね。同じ介護

士資格を取るとしても、法科大学院を出て取る人は受け入れようとするものであります。介護

分野における単なる労働力確保のために創設するものではございません。

そこで、養成施設ルートに限定する理由であり

ますが、介護福祉士資格については、多様な人材層において介護に係る専門的能力を有する者を養成確保し、介護人材の量の確保と資質の向上の両立を図るため、先ほど申し上げました三つの資格取得ルートを設けているものであります。いわゆる養成施設ルートに限定する理由としては、次のとおりであります。

まず一つに、教育水準。すなわち、養成施設ルートの教育内容は、専門的、技術的分野の代表的な就労資格である技術・人文知識・国際業務等において求めております大学卒または専修学校の専門課程修了と同水準であると認められ、他の就労資格との整合性がとれるという点でも問題がますないということが挙げられます。

二つ目に、現在、介護で就労するための在留資格はEPA対象者に付与される特定活動のみであります。しかし、そのほかに、我が国の介護施設で、いわゆる実務経験ルートの国家試験受験資格を得るために必要な三年以上の経験を積む機会がある人はいないということが挙げられます。

三点目、「日本再興戦略」改訂二〇一四におきましても、「日本の高等教育機関を卒業し」という形で、養成施設ルートの者のみを想定した記載がなされております。

以上のことから、まずは養成施設ルートの者がなされれております。

以上のことから、まずは養成施設ルートの者から受け入れを行うことが適当であると考えております。

なお、他のルートについては、介護福祉士資格の取得方法の一元化の状況等も踏まえまして、また、我が国の産業及び国民生活に与える影響等も

勘案しつつ、関係省庁と連携し検討を行つてまいります。

○階委員 勘案しつつ、関係省庁と連携し検討を行つてまいります。

そこで、我が国では、専門的、技術的分野においては受け入れてまいりました。

そこで、今回創設しようとしております介護

など、他のルートについては、介護福祉士資格の取得方法の一元化の状況等も踏まえまして、また、我が国の産業及び国民生活に与える影響等も

勘案しつつ、関係省庁と連携し検討を行つてまいります。

そこで、我が国では、専門的、技術的分野においては受け入れてまいりました。

そこで、今回創設しようとしております介護

など、他のルートについては、介護福祉士資格の取得方法の一元化の状況等も踏まえまして、また、我が国の産業及び国民生活に与える影響等も

します。

実際問題、養成施設ルートの方だけに在留資格を認めるということをおっしゃったわけですから、果たしてそれで、意図したような介護の専門人材がちゃんと日本に来てくれるかということなんですね。

大臣のお話に出たEPAの方でいうと、資料一枚目につけておりますけれども、資料一枚目の右下の方に、確かに、EPAによる受け入れば、就労コース、就学コース。先ほどの御答弁に即して言えば、就労コースというのは実務経験ルート、就学コースというのは養成施設ルートとほぼイコールだと思いますが、EPAについては、こういう二つのルートが用意されているわけですね。

ところが、実際には就学コースということを選んで介護資格を取る人はいないということが最近だそうです。それで、就労コースにたくさんEPA Aの人には流れている、こういう実態があるわけですね。

今回、在留資格を創設したけれども、こういう就労コースは認めないということであれば、EPA Aの実例に照らして、果たして本当に介護の高度人材というのは日本に来てくれるのだろうかという疑問があります。この点については、どのようにお考えになりますか。

○岩城國務大臣 御指摘の件につきましては、内容につきましては理解をさせていただきましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、当面、三つの理由から、養成施設ルートの者から受け入れを行うことが適当であると考えております。そのほかのルートにつきましては、その実施状況等も見ながら、関係省庁と連携し検討してまいりたいと考えております。

○階委員 厚労省の太田政務官にも来ていただきております。きのうの連合審査で、政務官もお聞きになつていたかと思うんですが、今後、介護人材が非常に不足する。三十七・七万人という数字も出ていた

と思うんですね。

今回、建前としては、技能実習の方はそういうの介護人材の不足という問題についてプラスの影響があるのかどうか、この点について、具体的な数字を示して説明していただければと思います。

○太田大臣政務官 様々お答えを申し上げます。

今、法務大臣の方から御答弁がございましたように、外国人介護人材の受け入れについては三つのルートがあって、技能実習制度、それから在留資格「介護」の創設、さらにはEPA、こういうふうにあるわけでございますけれども、それぞれの制度の趣旨に沿って実施をするものであるといふことは先ほど御答弁のあつたとおりでございます。

七・七万人、これは二〇二五年、団塊の世代が全て後期高齢者になるというところで、介護人材の不足のいわばピーク時と言つてい数字でござりますけれども、これに向かつて介護人材を確保していくかないといけないということは事実でございます。

ただ一方で、先ほど来お話をございますように、今の三つの外国人人材の受け入れというのは、人材不足への対応ではなくて、それぞれの趣旨に沿つてということをございますし、そもそもも、外国人人材の受け入れ範囲の拡大については、労働市場や日本人の待遇改善への影響あるいは国民生活等への影響も踏まえて、全体的なコンセンサスの中で進めないといけないということを基本に考えなくてはいけないと思つております。

したがいまして、まず私どもに求められていますのは、国内で潜在化している介護福祉士さんを含めまして、国内での介護人材の確保ということを基本に考えていただきたいと思つております。

今申し上げました三つのルートについては、これから始まるものもございますし、それぞれの人数について、これぐらいということを見込むことはいらっしゃるのに、その三十七・七万人をどのよ

う形で埋めるかということについては抽象論に

終始しているわけですね。これは非常に私は将来に不安が大きいと思っています。こういう中で今回法改正を議論しているわけですが、それでも私は、もっと根本的なところを考えていかなくちゃいけないだらうと思つています。

参考人の方から、いろいろない提言があります。参考人の方から、いろいろない提言があります。

○階委員 どうも今回の入管法を見ていると、先ほど来指摘しておりますとおり、常に短たすぎに長しといいますか、中途半端だと思っていま

す。

技能実習制度については、これは本来どんどん拡充していくものではなくて、やはり本当に技能実習として、本国で役に立つ部分について必要なところをやっていくことだと思ってます。

技能実習については、むしろこの委員会でも人権侵害ということがいろいろ実例を挙げて紹介されていましたけれども、この技能実習については、拡充よりもまず適正化だということは、私も必要などころをやつしていくことだと思ってます。

に、予算委員会でこの問題を取り上げたときの私の議事録をつけさせていただいております。何を私が問題にしたかということなんですが、二ページ目の一番最後のところをどうなつていただければと思います。

「私は、不法占拠の建物であつても、その建物の所有者が所有権を持つていてるということは否定しません。ただし、不法占拠をしているのであれば、土地所有者であれば出ていてくださいと言えるわけです。建物を取り払ってくださいと言えるわけです。そのためには、土地の所有権をまず取得する。それをやれば、お金払わなくても、出ていいでください」と。

なぜそういうことをしないで税金の無駄遣いにつながるような補償金を支払うのかということを問題視しまして、これについてURの理事長からは、今回の移転補償については、これまでの公共事業の施行として一般的に行われてきた補償の内容に倣つたものだと。一般的にと言つたんですね。

だから、私は一般論として聞きたいんですけども、今回は、土地を不法占拠している人に対し移転補償料だなどいうことでお金を払つているわけですから、先ほど引用したとおり、これはまず、不法占拠者に立ち退けと言う前に、その底地になつてゐる土地をURならURが取得する、取得してしまえば、不法占拠者に対する所有権に基づいて出ていけということが言えるわけですね。お金を払わなくとも、なぜそういうことをやらなければいけないのか。これは、財産権の保障が憲法に定められていますけれども、財産権の保障を非常に不合理に拡充し過ぎてゐるんじゃないかと思つております。

まず、この点についてURから御見解をお願いします。

○上西参考人 前回の予算委員会で私の方からお答えしたのは、千葉ニュータウンの北環状線の道路に関する補償についての基本的な理由というごとでお答えしたつもりでございます。

一般的にどういうふうに考えるかということですけれども、いろいろな考え方があるわけですが、当機構といたしましては、取得しようとすれば、土地上の不法占拠物件を移転しようとする場合、委員御指摘のとおり、先に土地を取得して、妨害排除請求により処理を図る方法も十分あり得るというふうに思つております。

ただし、例えば不法占拠物件であつても、占有状態が非常に長期化しているような場合、裁判所が何らかの権利があると認める可能性があること、案件によっては法的措置により解決を図ることが困難な場合もあるというふうに考えております。

このような場合には、不法占拠物件について移転補償を行うこともあり得るのではないかと考えており、過去にも、移転補償を行つた事例や、収用委員会裁決において移転補償が必要である旨示した事例があるというふうに承知しております。

不法占拠物件に対しましては、まずは妨害排除請求を行うことを検討すべきという委員の御指摘はもつともあつたけれども、事業の進捗やその経緯、法的措置に出た場合のリスク等、これらに要する時間、費用、さまざまな要素を総合的に勘案した上で、専門家の意見も聞きながら、個別の事案に適切に対処すべきものというふうに考へてゐるところでございます。

以上でございます。

○階委員 今、理事長も、原則は妨害排除請求として、最も合理的な方法を選択することが必要であると考えております。

事業予定地内に事業実施上支障となる不法占拠物がある場合は、妨害排除請求により物件の除去を行うことも考えられます。

しかし、妨害排除請求を行う場合は、一般的には地権者から底地を取得した上で訴訟を提起することになり、一連の手続には相応の時間を要したり、事業が遅延する可能性もあります。また、継続して不法占拠が行なわれているケースでは複雑な背景や経緯を有している場合も多く、事業の進捗等の諸事情を勘案いたしますと、訴訟による処理がなじまない場合もあると考えられます。

このような事情を踏まえまして、妨害排除請求ではなく補償による対応を行うことが、過去の法の上、妨害排除請求が困難な場合には移転補償を行ふこともあり得るというふうに考えております。

○階委員 やはり、まずはということで、先に妨害排除請求できないかを検討して、それができなければ、不法占拠者に移転補償料といふこと初めて不法占拠者に移転補償料といふことなんですが、それができるかできないかというところが、基準を示してくれと私は委員会の外でもURの職員さんとやりとりしましたけれども、全くその基準はないということでした。現場判断でやるということだと、非常に恣意的で、かつ、不正行為の温床になりかねない。これは大変問題だと思います。

URを監督する立場である国交省にも来ていましたので、この点について、監督する立場として、あるいは、国交省自身も公共事業のために多々こういう、いろいろなところで移転補償料を支払うケースがあると思うんですね。同じように国が移転補償料を支払うときに、どういう不法占拠者に対する考え方をとつてているのか。二点、お答えください。

○宮内大臣政務官 お答えをいたします。

用地取得につきましては、事業全体の実施方針や事業の進捗、関係者との交渉状況等を踏まえまして、最も合理的な方法を選択することが必要であると考えております。

事業予定地内に事業実施上支障となる不法占拠物がある場合は、妨害排除請求により物件の除去を行なうことも考えられます。

しかし、妨害排除請求を行う場合は、一般的には地権者から底地を取得した上で訴訟を提起することになり、一連の手續には相応の時間を要したり、事業が遅延する可能性もあります。また、継続して不法占拠が行なわれているケースでは複雑な背景や経緯を有している場合も多く、事業の進捗等の諸事情を勘案いたしますと、訴訟による処理がなじまない場合もあると考えられます。

このような事情を踏まえまして、妨害排除請求ではなく補償による対応を行うことが、過去の法の上、妨害排除請求が困難な場合には移転補償を行ふこともあり得るというふうに考えております。

○岩城国務大臣 一般論といたしまして申し上げますと、国や独立行政法人が、その所有する土地を不法占拠している者に対しまして移転補償金を支払う義務はないものと考えております。

もつとも、用地取得の手段として、不法占拠者との間で移転補償金に関する合意をした場合、この合意が有効なものとして支払い義務を生じさせるか否かは個別の事情に応じて決められるものである、そのように認識をしております。

○葉梨委員長 両案審査との関係において質問してください。

○階委員 もちろんです。人権の問題に関連して言つています。

そこで、民間企業が経営判断で、これは法律的には払わなくていいけれども、もつとほかの利益を優先して払うということはあり得べしだと思いますけれども、国が国民の税金で払う場合でもそういうことが許されていいのか、あるいはまた、法秩序を守るべき立場の国が、そういう法秩序に

反した人に対してもやれ得、ごね得を許すようなことがあつていいのかと思うわけですよ。

問題は、公共的なところがこういう法秩序を破壊するような行為に対していわば力をかしているような、そういうことになると思うんですが、そういう問題意識をもつと持たれた方がいいと思うのですが、大臣、どうでしようか。

○岩城国務大臣 公共事業におきまして、用地取得の方法としてどのようなものが適切であるか、そうした政策判断につきましては、それぞれ所管省庁において判断されるべきものと承知をしておりますので、私の方からこのことにつきまして答弁をさせていただきますことは差し控えさせていただきたいと存じます。

○階委員 法秩序を守るべき法務大臣の立場から、こういう実態について、何ら問題ないのかどうかということだけ、端的にお答えください。

○岩城国務大臣 その件につきましては先ほど申し上げたとおりでありますけれども、重ねて申し上げさせていただければ、一般論として、国や独立行政法人が、その所有する土地を不法占拠している者に対して移転補償金を支払う義務はないと考えております。

ただ、用地取得の手段として、不法占拠者との間で移転補償金に関する合意をした場合、この合意が有効なものとして支払い義務を生じさせるか否かは個別の事情に応じて決められるものである、そのように認識をしております。

○階委員 ということは、大臣としては、特にこれは我々としては閑知しないということをおっしゃっているのか。今、法律の解釈のことだけおっしゃられたわけですねけれども、不正、あるいは法の支配にちょっとと反するようなことが行われているわけですねけれども、ここは法務大臣としては異を挾む余地はないということですか。

○岩城国務大臣 公共事業の施行として、一般的にさまざまことが行われているんだと思いますけれども、それは私たちの所管ではございませんので、お答えする立場にはないということで御理

解いただきたいと存じます。

○階委員 そういうことであると、先ほど、技能実習生の話で、人権侵害が多々あるということもそうした政策判断につきましては、それぞれ所管省庁において判断されるべきものと承知をしておりますが、大臣、どうでしようか。

やはり、不正是見逃さないという大臣の姿勢がないと、幾ら法改正をしても運用で骨抜きになるんじゃないいか、そういう疑念は拭えないわけですよ。だから、私は、こういう不正に対してもつと厳しく大臣は立ち向かわなくちゃいけないと思っていますが、本当に今の答弁でいいんですか。

○岩城国務大臣 公共事業にかかる問題につきましては、先ほどお答えしたとおりでございま

す。

○階委員 非常に私は残念であります。技能実習の法案について、はつきり言つて、法律を変えても、果たして今までの人権侵害がなくせるのだろうかということをちょっと感じました。

そこで、次に、人権の問題を引き続きお尋ねします。

資料の四ページには、先般、国連人権理事会に任命された、表現の自由を担当する専門家である特別報告者が訪日調査を終えたということで、記者会見をされたということです。大臣も御担当になつて、この特定期間保護法がきっかけとなって今回調査をされたわけですねけれども、このデビッド・ケイ特別報告者によると、記者に対する萎縮効果を生じさせ得る部分は全て削除するよう法改正すべきだというような厳しい指摘があつたわけです。

報道されておりますとおり、報道の自由のランキンがは近年どんどん下がってきておりまして、ピーコ時、民主党政権のとき、二〇一〇年は第一位であったものが、今は七十二位になつております。

こうした状態を踏まえて、大臣は特定秘密保護

法の担当もされているわけですけれども、この特定秘密保護法、表現の自由を萎縮させたり制約したりしているのではないのかと私は考えますが、この点、いかがお考えになりますか。

○岩城国務大臣 まず、お尋ねの世界報道の自由度ランキングについての所感の方からお答えをされども、果たしてそこに本当に力が入るのかどうか。

やはり、不正是見逃さないという大臣の姿勢がないと、幾ら法改正をしても運用で骨抜きになるんじゃないいか、そういう疑念は拭えないわけですよ。だから、私は、こういう不正に対してもつと厳しく大臣は立ち向かわなくちゃいけないと思っていますが、本当に今の答弁でいいんですか。

やはり、不正是見逃さないという大臣の姿勢がないと、幾ら法改正をしても運用で骨抜きになるんじゃないいか、そういう疑念は拭えないわけですよ。だから、私は、こういう不正に対してもつと厳しく大臣は立ち向かわなくちゃいけないと思っていますが、本当に今の答弁でいいんですか。

○岩城国務大臣 非常に私は残念であります。技能実習の法案について、はつきり言つて、法律を変えても、果たして今までの人権侵害がなくせるのだろうかということをちょっと感じました。

そこで、次に、人権の問題を引き続きお尋ねします。

資料の四ページには、先般、国連人権理事会に任命された、表現の自由を担当する専門家である特別報告者が訪日調査を終えたということで、記者会見をされたということです。大臣も御担当になつて、この特定期間保護法がきっかけとなって今回調査をされたわけですねけれども、このデビッド・ケイ特別報告者によると、記者に対する萎縮効果を生じさせ得る部分は全て削除するよう法改正すべきだというような厳しい指摘があつたわけです。

報道されておりますとおり、報道の自由のランキンがは近年どんどん下がってきておりまして、ピーコ時、民主党政権のとき、二〇一〇年は第一位であったものが、今は七十二位になつております。

こうした状態を踏まえて、大臣は特定秘密保護

法の担当もされているわけですけれども、この特定秘密保護法、表現の自由を萎縮させたり制約したりしているのではないのかと私は考えますが、この点、いかがお考えになりますか。

○岩城国務大臣 まず、お尋ねの世界報道の自由度ランキングについての所感の方からお答えをされども、果たしてそこに本当に力が入るのかどうか。

やはり、不正是見逃さないという大臣の姿勢がないと、幾ら法改正をしても運用で骨抜きになるんじゃないいか、そういう疑念は拭えないわけですよ。だから、私は、こういう不正に対してもつと厳しく大臣は立ち向かわなくちゃいけないと思っていますが、本当に今の答弁でいいんですか。

やはり、不正是見逃さないという大臣の姿勢がないと、幾ら法改正をしても運用で骨抜きになるんじゃないいか、そういう疑念は拭えないわけですよ。だから、私は、こういう不正に対してもつと厳しく大臣は立ち向かわなくちゃいけないと思っていますが、本当に今の答弁でいいんですか。

○岩城国務大臣 非常に私は残念であります。技能実習の法案について、はつきり言つて、法律を変えても、果たして今までの人権侵害がなくせるのだろうかということをちょっと感じました。

そこで、次に、人権の問題を引き続きお尋ねします。

資料の四ページには、先般、国連人権理事会に任命された、表現の自由を担当する専門家である特別報告者が訪日調査を終えたということで、記者会見をされたということです。大臣も御担当になつて、この特定期間保護法がきっかけとなって今回調査をされたわけですねけれども、このデビッド・ケイ特別報告者によると、記者に対する萎縮効果を生じさせ得る部分は全て削除するよう法改正すべきだというような厳しい指摘があつたわけです。

報道されておりますとおり、報道の自由のランキンがは近年どんどん下がってきておりまして、ピーコ時、民主党政権のとき、二〇一〇年は第一位であったものが、今は七十二位になつております。

こうした状態を踏まえて、大臣は特定秘密保護

きょうは終わります。ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で階猛君の質疑は終了いたしました。

次に、木下智彦君。

○木下委員 おおさか維新の会、木下智彦でございます。本日もお時間いただきまして、ありがとうございます。

十分間しかないので、淡淡とやりたいんですけども、と言いながら、ちょっと今の階さんの質問を聞いていて思つたんですけども、死刑制度の話。今まで何度かお話を聞かせていただいているので、もう一度確認したいんですけども、大臣が、確定判決後の判断というふうに今おっしゃられたんすけれども、判断の本当の要素はあるのかどうか。

これは前にもちよとお話ししさせていただいたんですけども、確定判決がされて、検察庁から送つてこられる。六ヶ月以内に実質的にはやらなきやいけないといながら、この間聞いたら百二十八人でしたかね、確定判決者がいましたけれども、百二十八名全部が六ヶ月以上を超えていたと。

その中で、大臣として実際に何を判断するのか。今おっしゃっていたのは、すぐくすれすれのことと言われたと思うんですけども、当然、その経緯について確認はされるでしょうし、裁判の内容にそごがないかどうかということを確認され。ただ、もう確定されたものについて、大臣がそいつた面以外のところで判断されることはない。私は今の法律上ではないんじゃないかなとうふうに考へているんですけども、大臣、その辺、どう思われているかということをお伺いいたします。

○岩城国務大臣 このことにつきましては、やはり裁判所が慎重な審理を尽くした上で確定するわけあります。そういうことでありますけれども、自分自身が責任を持つて重い判断をし、責務を全うするためには、自分自身もしっかりと記録

等を精査し、そしてまた、刑の執行停止、再審事

由の有無等、これらについても慎重に検討して、

自分が納得しない限り、これは命令を出せないと

いうふうに考えておりますし、これからもそのよ

うな取り組み、対応をしていきたいと考えております。

○木下委員 ありがとうございます。そういった要素が、当然重要なんだというふうに思います。

ただ、今の私もお話ししさせていただきましたが、実質的には、六ヶ月というふうにいいながら、延びちゃっていることが多い。判断、判断といいながら、大臣はそんなことはないと思うんですけども、今まで、過去、延ばし延ばしされて

しねる。

これがいいか悪いかというのは別だと思うんですけども、ここを法律的にもう少しきりアリに私はしていくべきなんじやないかなと。改正も含めて視野に入れて、その辺の御検討をこれから先続けて、一切執行の命令をされていよい方もいらっしゃる。

時間が半分ぐらいとつてしましました。済みません。

では、本題をお話ししさせていただきます。

きょうはどんな話かというと、前回、大臣はいらっしゃいませんでしたが、参考人質疑がございました。時間がないのでばつぱとお話ししさせていただきますが、参考人で、いいお話を結構あつたと思うんです。

それは何かというと、一つは、非常に優良な監理団体の方が、特定の名前を出しますと、Jプロネットというところの方が来られていました。聞いてみると、二〇〇五年から受け入れを開始して、今まで二千六百人程度の実習生を受け入れてきました。

その中で、大臣にお話ししさせていただいたところは、実習制度として日本に来て技術を持つて、それを世界に広めていく、国際貢献をしていくんだといったときに、やはり日本を好きになつてもらわなきやいけないよねというお話をさせていただいて、大臣もそれは御納得いただいたと思います。

こういう取り組みがあつたら、恐らく本当に理想的だと思つんで、私が聞いている範囲では、私は思つんでけれども、こういうのを監理団体にさせているのではなくて、政府がこういったことを推奨しています。

いつたらどうかな。要は、実習生が入ってきて、実際に入らなければいけないところもたくさんあると思うんですけども、こういうのを監理団体によっては、そういうことをやる力を持っています。そういうことも含めて、日本政府としてやる。実習は、その地域でやる、派遣されたところ

たときも最初はあつたけれども、ここ六年ぐらいはない、唯一あつたのが、四年ぐらい前に一人いたと。ただ、その人はすごい技術を持っていて、帰るというぎりぎりになつたときに急にいなくなつてしまつて、どこか、その技術を持つてスカ

ウトされたような感じのことを言われていたんですね。

それを聞いていて、この会社さんみみたいなどころが、会社さんというか監理団体さんみみたいなどころが日本じゅうにあれば、今回の法案についての問題はすごく少なくなるんじやないかなと思つたんです。

それで、何をしているのかなと聞いてみたら、要は、同じ監理団体の中でいろいろなところに対しても、そういう人たちがまとまつて、監理団体として日本語のスピーチコンテストをやつたり、日本語の研修みたいなことをやつたりとか。それが、物すごく意欲的にみんなやつっているらしいんです。全国大会みたいなこともしたりといふうに言われた。

前回私が大臣にお話ししさせていただいたんですけども、実習制度として日本に来て技術を持つて、それを世界に広めていく、国際貢献をしていくんだといったときに、やはり日本を好きになつてもらわなきやいけないよねというお話をさせていただいて、大臣もそれは御納得いただいたと思います。

こういう取り組みがあつたら、恐らく本当に理想的だと思つんで、私が聞いている範囲では、私は思つんでけれども、こういうのを監理団体にさせているのではなくて、政府がこういったことを推奨しています。

いつたらどうかな。要は、実習生が入ってきて、実際に入らなければいけないところもたくさんあると思うんですけども、こういったことをやる力を持つていて、その人はすごい技術を持っていて、政府として推し進めていていただきたいと思います。だから、こういったことも、外国人技能実習制度の枠内かどうかは別として、これを法務大臣につながるということもあり得るんじゃないかなと思つてます。

だから、そこまでのことについて御意見があ

うのは、一つ何かあるんじやないかな。

大臣、まとめて御答弁というのか、最後、御見解で結構です、あと三分ぐらいしかないと

思います。そういうことでもありますけれども、政府として推し進めていていただきたいと思いますので、御提言をさせていただきたいと思います。

大臣、そこまでのことについて御意見があ

○岩城国務大臣 まず、参考人のお話をから、スピーチコンテストについて御提言がございました。こうした取り組みは、日本語能力向上の取り組みについて、広く日本文化への理解を高めるものでありますので、推奨すべきものであると考えております。

そこで、新しい制度におきましては、実習実施者や監理団体がこうした取り組みに積極的に取り組んでいることを優良な受け入れ機関としての評価要素の一つとして位置づけるなど、こうした取り組みがさらに広がるような必要な支援等を検討してまいりたいと考えております。

それから、国際貢献について、もっとと政府の方がいろいろと取り組みを進めていくべきではないかというおたどりでありますけれども、このことにつきましても、運用面でどういった取り組みが可能なのか検討をしていくべきものであると考えております。

○木下委員 ゼひ進めていっていただきたいと思います。

もう一つ、最後にあつたのが、これは慶應大学の教授の方からあつたんですねけれども、そもそもこの制度自体がちょっと問題な部分があるんじゃないかな、本音と建前というのがあるんじやないか、いかというふうに言われていたんですね。なぜかといふのは、技術を教えてもらいたいに来るわけです、言い方をされすれば。なのに、それで給料をもらう。そこで本音の部分と建前の部分が出てくるんじやないか、というふうな話をしていました。

だから、もう時間がないのでこれぐらいにしておきますけれども、私は常々、今まで言わせていただいているけれども、実習制度の部分で、労働力の確保というのに関しては、やはりまた違う制度をしっかりと論じていただくべきだと思います。大臣もこれはもう御理解いただいたいると思いますので、以上にさせていただきます。

ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で木下智彦君の質疑は終りました。

もう一点の憲法の公開の原則の関係でござります。

裁判の公開というものは極めて大事なものであります。今、裁判員制度をずっとやっていますし、被害者、加害者、また当事者への配慮で、裁判が、いろいろな遮蔽を設けたりとか、そういうことが今、かつてより柔軟に運用されていると聞いております。

○井出庸生君 次に、井出庸生君。

本日もよろしくお願ひいたします。

法案の質問に入る前に、一点、最高裁にきょう来ていただきおりまして、先日報道されましたハンセン病施設の特別法廷、裁判の公開原則といふところに大きな疑義があつたことに対し、最高裁判の方で結論を出して談話を発表された。「裁判所による違法な扱いがなされたことにつき、ここに反省の思いを表すもののです。」という最高裁判所裁判官会議談話というのもいただきました。

ただ一方で、新聞報道などを見ますと、最高裁判事務総局が長年にわたって裁判官会議を経ないでハンセン病の御関係の方の裁判を特別法廷でやつてきたことが憲法の裁判公開の原則に反しているんじゃないか、そういう指摘に対する明確な答えるいらないといふような報道がされておりますし、私も、長年にわたって裁判官会議を経ないで事務総局としてそういうことをやつてきたといふのであれば、憲法の趣旨に反していた、そういうことは、技術自体において憲法の公開原則を満たさないような場所を選定したような事案は見当たらなかつたという結論を出しているところでございます。

ただ、この問題につきましては、全体としてや

はりこの指定行為が裁判所法六十九条二項に違反するということについては明確に認め、反省しているところでございまして、今後、司法行政の事務の任に当たる者としては、その行為自体がやはり裁判自体の合法性といいますか相当性といふところに非常に影響を与えるといふことも考慮して、やはり今後とも、このような過ちを踏まえまして、これを教訓にいたしまして、このようないないように努めてまいりたいというふうに反省しているところでございます。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。

今、御質問の中で、まず、事務総局の方の専決権限を行使していたといふところにつきましては、昭和三十五年以降の事務総局の運用といふこと、この部分については相当でなかったといふことで報告書の方にも記載させていただいていますし、今後、このようなことのないように努めています。

○葉梨委員長 中村局長、御退席ください。

○井出委員 法案の方に入っていますが、きょうはまず、外国人技能実習に介護を追加する、しない、そのところから少し伺つていただきたいと思います。

最高裁の方、ありがとうございました。もう結構です。

○葉梨委員長 中村局長、御退席ください。

○井出委員 法案の方に入っていますが、きょうはまず、外国人技能実習に介護を追加する、しない、そのところから少し伺つていただきたいと思います。

先日、視察に行きました、EPAで来られる方お二人、これから日本で活躍してほしいな、そういう方がいらっしゃいました。その一方で、入管管理局に行つたときに、たまたまだつんでしようが、不法滞在を摘発して、ちょうど今、いろいろな手続きをしているところですといふところに遭遇をいたしました。三十人ぐらい不法滞在で摘発された人がいて、うち半数が技能実習からの脱走組というような状況でして、日本に来る外国人の光と影といいますか、明と暗の両方を本当に一日で見た思いがいたしました。

技能実習に介護を入れていくということが、対人サービスである、日本語の問題もあつて極めて慎重でなければいけないということはこれまでも言われてきたんですが、まず、そもそも技能実習

の法律を見ますと、恐らく九条の一号や二号で対象の職種というものを見込んでいくのではないかなと思うんですが、実際は、法律外で職種を今まで決めてきていると思います。

ただ、法律を読む限り、九条の一号と二号を見ると、何がだめで何がいいんだみたいなところが余りにも書き込みがなさ過ぎて、ちょっと、この法律上、職種の指定というものが漠然とし過ぎているのではないかと思うんですが、改めて、技能実習ができる職種が法文上どういうたてつけになつているかというところを少しあわかりやすくコメントいただきたいと思います。

○宮川政府参考人 まず、現行制度でございますけれども、あるいは今回の法改正の制度も基本的には同じ仕組みでございますけれども、仕組みのたてつけといたしましては、職種という概念が法令上明定されているわけではございません。あくまでも、今回の法律によれば、一定の評価システム、いわゆる技能検定ですとか、それに準ずるようない形での検定を行つていただく際のそういうものがあるということで、個別の計画を認定するに当たつてそういうもので評価をしていきますという形で行つております。

その評価に値するものを現在ですと厚生労働省の方で決めているわけでございますけれども、今後はそれを主務省令などで明確にしていくことは考えておりますが、いずれにいたしましても、一つの計画を認定するに当たりまして、評価システムができているということ。

その評価システムとしては、いわゆる職種としての三要件、すなわち、反復する作業のみによってできるものではないこと、相手方の母国におけるニーズがあること、それから能力評価システムがあること、これらを中心的に、実務的には、業界団体なり業所管庁の同意なり考え方を踏まえて、その点を専門家会議の意見を聞いて判断していくという仕組みになっているところでございます。

○井出委員 この法律は、省令ですか、法務

省、厚労省の指針といった、法律外のところいろいろな実態が決まっておりますが、非常に重要なところですので、ぜひ、運用、省令、そういうところも議論をさせていただきたいと思います。

先日、四月二十二日に参考人の質疑をしました。私も非常な勉強をさせていただいて感謝をしているんですが、そのときに、まず、神奈川県立保健福祉大学の名誉教授である根本さん、外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会の座長をお務めになった方がいらっしゃって、そのとき、介護を技能実習生として導入するときに懸念があつて、それについて対応しなければいけない、そんなことを幾つか例示されたんです。

一つが、技能移転の対象となる業務の内容、範囲を明確化すること、ですから、実習生が介護をやるために来て何の業務をやるのかということを明確にしろと。二つ目が、必要なコミュニケーション能力の確保、恐らく日本語のことだと思います。

三つ目が、適切な評価システムの構築。四つ目が、適切な実習実施機関の対象範囲の設定。五つ目、実習体制の確保。六つ目、日本人との同等待遇。第七が、監理団体による監理の徹底。

これは、座長をお務めになった検討会の中で出てきたお話ということでお話ししているんですが、そのままとめとして、検討会としては、技能実習制度本体の見直しの詳細が確定した段階で、今挙げた介護固有の具体的方策をあわせて講じることによってさまざまな懸念に対し適切に対応できることを確認した上で、新たな技能実習制度の施行と同時に介護の職種追加を行うことが適当だ、そういう結論に達したということを紹介されているんです。

ですから、技能実習制度そのものの適切さが一つある。その上で、介護は、今言つた七つの項目にきちっと対応できることを確認した上でやらないければいけない。この確認というものを、一体、どれだけの時間をかけて、どういうイメージで実行していくのか、今お考えがあれば教えてください。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

根本先生から説明があつたものの中で、コミュニケーション能力ですか、先ほども御質問ございましたけれども、介護に不安が起きないようには、やはりイメージの低下が起きないよう、あるいは適切な処遇で、日本人労働者の処遇環境の改善の努力が損なわれないように、そして、一番大事なところでございますけれども、対人サービス者として技能実習を行つて、利用者と守られるようにすることというような課題について、詳細を検討会の報告の方でまとめていたものだと考えてございますので、今回、法が成立いたしまして実施に向けましては、この報告書に書いてあることをしっかりと具体化していくことだとうふうに考えてございます。

○井出委員 少し具体的に伺いたいんです。

例えば、根本さんが挙げられている、適切な実習実施機関の対象範囲を設定する、これは、その後、根本さんは質疑の中でも、施設についてこのようにおおっしゃっているんです。

施設が介護の人材不足でない、そういう建前は、建前というのも変な言葉なんですけれども、どこまでも貰いていかなくちゃいけないと思います、あくまでも社会貢献と申しますか、国際貢献の一環として、余裕のあるところというか、そういうような志に燃えているようなところ、ところどころは施設ですね、そういう施設から技能実習生の受け入れをやっていくべきだらうと思いますと云々と述べられているんです。

この根本さんのお話を解釈しますと、やはり介護の技能実習生を受け入れる施設、受け入れ機関というものは、経営的に少し余裕がある、人手不足で雇いたい、そういう施設はまだ、実習生に来てもらつて、働いてもらつて、きちんと費用を支払つてもらつて、そういう面倒がしつかりと見られる。そういう面倒がしつかりと見られたら申しわけございません。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

午前中、吉田先生の質問の方でもちょっと述べさせていただいたんですけど、やはり、今委員おっしゃいますように、介護の分野、特に求人倍率がほかと比べれば高いところでございまして、かつ、施設も新しくふえてきているというようなところがございます。

そうしてみると、最初、オーブンする際に人を一生懸命集めなきゃいけないといったようなときに、がさがさと技能実習生を集めて人数だけ合わせましたというようなことはサービスの質が担保できないでしよう、というようなことで、根本先生に委員長をしていただきました検討会の中では、その辺についての危惧があつて、こうした懸念を回避することが求められることから、基本的に設立後三年以上経過した施設を対象とするところが望ましいというふうに結論づけているところでございます。

また、例えば、午前中もございましたが、一人で在宅介護をするようなことはできませんとか、あるいは、夜間に一人でしていただくなことは相當経験を積んでからにしていただくな必要がありますねというような議論を朝の方で吉田委員ともさせていただきました。

○井出委員 そうしたことが、これからこの法律がきて、では、介護をやりますといったときに、何か新たなガイドラインがつくられて、根本先生がおっしゃったようなことがきちっと明示的に、監理団体や受け入れ先や、そういうところにきちっと徹底されていくのかどうか、そこを改めて伺います。

○堀江政府参考人 少々聞き落としていたり間違えていましたら申しわけございません。

し。

ですから、特に労働上のトラブルというものは、もう少し両者の言い分をきちと聞いて、ああ、もうこれはやむを得ないな、ほかに移した方が、継続を本人も望んでいるし、眞面目にやつてもらっているな、そういう方たちに何とか転籍の場が用意されるような、そういう方向性を持つていいべきだ、私はそういう提案をしたいんですが、大事なところですので、大臣からもコメントをいただきたいと思います。

○岩城国務大臣 技能実習生の実習先の変更につきましては、委員御承知のとおり、実習先が倒産したり、不正行為通知を受けて実習が継続できなくなつた場合のほか、実習先からパワハラ等重大な権利侵害を受けるなどして現在の実習先で技能実習計画に沿つた適切な技能実習を継続することが困難である場合には、その実習先の変更を認めることとしております。

労働契約の不履行、契約をめぐる争いなどの事由が存在する場合、委員御指摘のようなどういった事由が存在する場合には、かかる事由の存在が客観的にも技能実習の継続を困難ならしめるほどの事情であれば、転籍の可否を考えることとなるものと考えております。

また、現行制度におきましても、客観的にも技能実習の継続を困難ならしめるほどの事情であつて、かつ、単なる一方的な感情にとどまるような場合でない限り、転籍について柔軟に対応しているところ、これは先般も御答弁させていただきました。

新しい制度では、こうした御指摘を踏まえまして、技能実習生の転籍を認める場合について関係者によりわかりやすいものとなりますよう、一般に公表するマニュアルにおいてより一層明確な記載をするなどして、実際の運用内容との整合性を図ることを検討してまいりたいと考えております。

○井出委員 今、検討していただいくというお話をされました。

現状は、実習実施機関の倒産や不正行為、また

パワハラですか重大な人権侵害と今例示があつて、井上さんに確認をしたいんですけども、出入国管理及び難民認定法第七条一項第二号の省令にいろいろ細かいことが書いてあって、このとおりこの制度がいつてくれればもう少しいなと思うんですけども、なかなかそうはいっていな

のかなと思います。

この省令に違反すると、読みますと、五年間受け入れできないとか、三年間受け入れできないとか、そういう罰則といいますかペナルティーもきちんと示してあるんですけども、この省令に違反する行為といふものは、この指針の現状の不正行為、これはもうイコールでリンクしている。この不正行為ですね、実習実施機関の倒産や不正行為とあつて、重大な人権侵害ですとか、この省令違反と不正行為といふものが、私はイコールであつていいんじゃないかなと思うんですけれども、現状はどうなんですか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

このガイドラインに記載してある実習実施機関の倒産や不正行為云々の不正行為といいますのは、委員御指摘の、上陸基準省令の中で受け入れ停止期間をもつて定めている不正行為の類型、それは、実習実施機関における不正行為といいますのであります。十九条等によりまして、実習の継続が困難になつた場合には、まず第一次的には実習実施者において継続のための必要な措置を講ずるべきこととされておりますが、御指摘のように、その人が不正行為の主体であるようなどには、果たしてその人にさせるのが適切かと、疑問がある場合がございます。そうすると、まず、その上で監理をしている監理団体が、自分の監理団体の中にいるほかの実習実施者など、あるいはさらに関連の監理団体等にも声をかけるなどして探しに機構が出ていないじゃないかという御指摘であります。

そして、二項は、主務大臣が必要な指導助言を行なうことができるということで、例えば監理団体や監理団体が協力して新しいところを探すことが望まれますというところにすうつと流れしていく、今、そういうお話をいただいたと思うんです。あと、もう一つ伺いたいのが、技能実習法の十九条と五十一条の関係なんですね。

この十九条と五十一条が恐らくこの省令の根柢

となつてゐると思うんですけれども、何かあったら通知、報告をしなきゃいけないのが十九条で、五十一條が、継続ができるように、実習機関、監理団体が、ほかの実習機関、監理団体と連絡調整その他必要なものをやつていく、そういう文言になつています。

私は、そもそも、不正行為や倒産をしてしまつた、実習生とトラブルになつた実習機関が、その実習生のためにほかの実習先を確保できるのかと。まず、恐らく監理団体がその中心を担わなきやいけないと思いますし、もう一つ、五十一條は、実習機関が主語にはなつていないんですね。新しい受け入れ先を探すというところに実習機関が法律的にもしっかりとかかわつていくことが明示されることが大事なんぢやないかなと考えているのですが、ちょっとその点についての認識をいたしました。

○井上政府参考人 お答えいたします。

技能実習法案における、実習継続困難な場合における関係者の責務のお尋ねであると存じます。まず、十九条等によりまして、実習の継続が困難になつた場合には、まず第一次的には実習実施者において継続のための必要な措置を講ずるべきこととされておりますが、御指摘のように、その人が不正行為の主体であるようなどには、果たしてその人にさせるのが適切かと、疑問がある場合がございます。そうすると、まず、その上で監理をしている監理団体が、自分の監理団体の中にいるほかの実習実施者など、あるいはさらに関連の監理団体等にも声をかけるなどして探しに機構が出ていないじゃないかという御指摘であります。

ただ、私はそれを今すごく前向きに受け取つてゐるんですが、ほかのところが賃金が高いからばかりに行きたい、それは、ある程度、待遇面の法整備、運用というものをきちっとやっていくことで、そこを解決できれば変な転籍みたいなものも減つてくるのではないか。そういう方向で少しこの問題を解決していきたいなと思つてゐるんで

二号というところに、要するに、機構の固有の業務として、技能実習生の保護を図るために、「相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務」というのが記載されてございます。この一般的な機構固有の業務の中で転籍の支援なんかを行うものという解釈のもとにこの法案はつくつてあるところでございます。

○井出委員 本音を申し上げますと、今言つて

ただいた八十七条の二号ですか五十二条の文言も、私は、全体的に、やむを得ない事情ではほかの移籍先を探す人たちにとつては心もとなない文言ではあるかなと思うんです。最初に申し上げましたガイドライン、指針を含めてもう少し議論をさせたいと思います。

○井出委員 本音を申し上げますと、今言つて

と書いてあるから、残業代は入っていないのかなと。ちょっとそこを教えていただきたいところであります。

ただ、今までの議論をやつておりますと、実習生の側は恐らく、一年ないし三年と、先ほど木下さんがあな監理団体と評価された先日の参考人の方のところですら、夢を持つお金のために来る、そういうお話をあつたので、ですから、事前の契約の中で、これは会社員ではありませんから、正社員ではありませんから、日本の労働者でいえば契約ですか、あるいは年収といいますか、三年間なり一年やればこれだけの金額が出ますよというところもきちっと計画で明示した方がいいんじゃないかな。

○宮川政府参考人 残業代も非常にトラブルのもとになっていると聞いておりますけれども、残業代についてもやはりきちんと明示した方がいいんじゃないかな。

○宮川政府参考人 お答えいたします。

労働条件の明示の関係でございますが、技能実習も労働でございますので、適切に実施されるためには、技能実習生が、あらかじめ、技能実習期間中の労働条件、この中には、賃金の額もありますし、割り増し賃金率も当然入ると思います。そして、技能実習の内容、どういう仕事で、その結果、例えば試験の合格に向けてどういう実習をやっていくのか、そういうことの内容などをよく理解した上で技能実習が行われるということが非常に重要だと考えております。

このため、現行制度におきましては、雇用契約書など、日本語に加えて、母国語によっても作成するなどして、雇用契約の内容が技能実習生に十分に理解できるようになければならないこととされておりまして、入管手続におきましては、これらの関係書類を提出させる形でチェックをしておるところがございましたが、新制度におきましても、こうした事前の労働条件の明示の取り扱いということにつきましては、このようなチェック

という形のものを踏襲して、適切に対応してまいりたいと思っております。

○井出委員 一番のトラブルのもとである残業については、これからは明示をしていただけることになりますか。

○宮川政府参考人 労働基準法の考え方というのは、まず基本の労働時間があって、それを上回るような形の場合に割り増し賃金を払う。最低基準としての労働基準法はございます。労働契約が決められなくても、労働基準法上のものは守らなければなりません。

ただ、当然のことながら、技能実習生は外国の方でございますので、日本の労働法制について熟知しているわけではない。そういう意味で、現在も行っているとは思いますが、割り増し賃金率、何時間たつと幾ら払うのか、これは、企業によつて日本の労働基準法を上回る形のものをやる場合もありますので、割り増し賃金率を幾らにするか」という点については労働条件として明示すべきものと考えておりますし、その辺のところは、明示することをチェックさせていただければと考えております。

○井出委員 もう一つ待遇の関係で、日本人と同様以上の報酬であるということが言われております。ただ、日本人も、会社によって、業種によつて、地域によつて最低賃金も違いますので、日本と同等以上の報酬といふものは、極めて難しい、具体的に何かを保障するものではないなどといふのが正直な感想です。

そうはいつても、賃金にばらつきがあるからばかりに行つちやうわけですよね。行きたいといつて脱走してどこか別のところに行つてしまふ、そういうことだと思うんです。地域や業種で、公務員の人事院勧告じゃないんですけども、やはり技能移転、研修ですので、仕事ではありませんし。仕事ではないんですね、私も最近、そういう言い聞かせるように頑張っていますけれども。

ですから、やはりそういう一定の基準、余り地域差が出ないよう、研修生でこの職種というも

のは、それは毎年というか定期的に見直しも必要だと思いますよ、いろいろな経済状況とかで。そういう基準づくりといふものも、それは考えるのは大変でしきれども、それで変な脱走とか転籍がないことを考えれば、一考の価値は十分あるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○宮川政府参考人 先生御指摘の賃金の問題については、従来から御説明させていただいているとおり、現行の入管法令で、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上ということが定められております。この規定は基本的に引き継いでいくつもりでございますが、そのチエックといたしましては、外国人技能実習機関に対しまして、実習実施者、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であるとの説明責任を課し、技能実習計画の認定を受けるという立て方にしていただきたいと思つております。

したがいまして、認定後においても、実習実施者が認定を受けた技能実習計画に従つて日本人との同等待遇を担保していないと認められる場合には、是正指導あるいは改善命令等によつて実効性を担保していくないと考えております。

先生御指摘の、例えば職種別とか地域別とか、いろいろな基準をつくればということでございますが、技能実習生を含め労働者に支払われる賃金というのは、先生も御指摘のとおり、企業規模で先生御指摘の、例えは職種別とか地域別とか、いろいろな基準をつくればということでございますが、技能実習生を含め労働者に支払われる賃金というの、は、先生も御指摘のとおり、企業規模で

どうもありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で井出庸生君の質疑は終了いたしました。

次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございました。

本日も、外国人技能実習制度、出入国管理及び難民認定について質問をさせていただきます。

参考人質疑や昨日の連合審査会におきまして、より一層この法案の問題点が明らかになったと思

技術実習制度が、技能移転ではなく、国際貢献ではなく、国内の人材不足を補う制度であり、支配従属性の労使関係のもと、さまざま人権侵害が発生している。にもかかわらず、このたびは制度を介護の分野にまで拡大するというものであります。

四月二十五日、日弁連主催の院内集会に参加をいたしました。ここで、技能実習生で衝撃的な人権侵害を受けたという方のお話を伺いました。

縫製工場で働いていた元実習生、中国人女性でござります。送り出し機関に対して二十万中国元、今のレートでいいますと三百四十万円の保証金を借用書として書かされた。一年目の手取りが月五万円、休みは年間二十日程度。二年目は給料が月六万円、休みは年間一日だけ。三年目も、月額七万五千円ということであったと言われております。

不満を述べても、本国で高額な保証金を没収されるのはいかないかと、労働者としての権利を主張できず、人権侵害とも言える過酷な労働を強いるお話をうけたというお話をうけました。

岩城法務大臣、例えば、このような実習生に直接お会いして、深刻な被害を受けた、あるいは逃亡せざるを得なかつたという生の声を直接伺つたことはこれまでござりますか。

○岩城法務大臣 私自身、そういう声を直接お伺いしたことにはございませんが、間接的に聞いております。

○清水委員 私は、ぜひ直接お話を伺うべきだと思いますよ。そうすれば、今回の法案によつてこのような人権侵害や法令違反をなくすことはできないし、それよりもまず、これらのことと根絶することに力を入れるという概念が私は生まれてくると思うんですね。

現行の難民認定法第七条におきましても、入国審査官は、来日する実習生が保証金を徴収されないかどうかを確認することが規定されていますよね。現行法でも。これが機能していないといふことなわけですよ。本来、そこで確認しないといけない。あなた、保証金を取られていますか、どうですかと。ところが、これがうまくいっていない。

この間、井上入管局長も、これを取り締まること、送り出し国のこともあるので非常に困難だというふうに答弁されてきました。前回の私の質問に答えまして井上入管局長は、各送り出し国との間で取り決めを作成し、各送り出し国政府において自国の送り出し機関の適格性を個別に審査してもらひ、保証金の徴収を行うような不適切な送り出し機関を排除していく、順次そのように移行していくみたい、こう答弁されましたね。

そこで、法務大臣にお伺いするんですが、そのような取り決めが二国間によつてなされない場合、文書において明示されない場合、その送り出しきから実習生については受け入れないといふことでよろしいですか。

○岩城国務大臣 送り出し国との間の取り決めでは、送り出し国において、自国の送り出し機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを送り出し機関と認定するなど、送り出し国政府の協力を得ながら送り出し機関の適正化を図る枠組みをつくつていく考へでございます。

こうした送り出し機関の適正化のための枠組みについては、その必要性について相手国に丁寧に説明し、必要な内容を取り決めて盛り込むことができるよう粘り強く交渉してまいりたいと考えております。

○清水委員 いや、私が聞いたのは、それは努力していただいたらいんですけれども、そうした取り決めがなされない、努力を、働きかけても相手が拒否する場合もありますし、明文化されない場合もありますよ。その場合は受け入れないんですかとお伺いした。もつと逆説的に聞けば、そう

した取り決めが明文化されない相手国であつても受け入れるとということですか。

○岩城国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたとおり、必要な内容を取り決めに盛り込むことができるようしつかりと交渉してまいりたいと考えています。

○清水委員 いや、交渉するのはしていただいたらしいんですけど、だから、その交渉が妥結しない場合は受け入れないのかと聞いているんだけれども、なかなかそうは答えてくれない。

○清水委員 連合審査会でも、田所政務官は、その取り決めがなされない場合であつても、相手国やあるいは送り出し機関、そして実習生のやる気を阻害してはいけない、だから受け入れるんだと堂々と述べられましたよ。私は驚きました。これでどうやって担保がどれらのかというふうに言わざるを得ませんね。

そもそも、送り出し国との政府間取り決めといふのは公表されるんですか。

○井上政府参考人 相手国との関係もありますので、現時点ではまだ未定としか言いようがないませんが、外務省や厚生労働省とも協議の上、我々は基本的には公表する方向で考えております。

○清水委員 いや、TPPの交渉文書みたいに黒塗りで出てきても困るんですよね。あれを印刷したらトナーはすぐなくなりますよ。

○清水委員 いや、TPPの交渉文書みたいに黒塗りで出てきても困るんですよね。あれを印刷したらトナーはすぐなくなりますよ。

○井上政府参考人 お答えいたします。

これまで、御指摘の偽装滞在者でございますが、これまで、偽装滞在者でございますが、この間どれほど増加しています。

う項目が盛り込まれているかどうか、技能実習生本人初め関係団体や国民、私たち国会議員にもわからないと思うんですよ。

これは、どうして実効ある取り決めが二国間によつてなされたと言い切れるんですか、公表されない場合。

○井上政府参考人 もう一度お答えいたします。

答弁の重要な部分は、基本的には公表する方向で作業を進めるということを申し上げたつもりでございました。

○清水委員 いや、基本的にということは、例外的にといふこともあるわけじゃないですか。しかしも、岩城大臣にお伺いしましても、そのような項目が明文化されなければ受け入れないとは述べられませんでした。

私は、全くこの政府間取り決めというものが、不適正な送り出し機関を排除するものでもないし、いわゆる法外な保証金や違約金契約を結ばざれる技能実習生を根絶することにはならないと思います。

次に、入管法七十一条関係、偽装滞在者対策への対応。

今回は、その罰則の新設と強化が盛り込まれております。法案では、偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格変更等を受けた場合に、不法人国などと同等の罰則を設けるとしています。

この偽装滞在者対策の推進の根拠とされた文書の一つである、二〇一三年に閣議決定されており「世界一安全な日本」創造戦略には、八ページにこういふ記述がございます。「近年は、偽変造文書や虚偽文書を使用すること等により、身分や活動目的を偽つて在留許可を得ている偽装滞在者が増加している」と。

そこで伺うんですが、偽装滞在者は、この間どれほど増加しているのですか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

まず、御指摘の偽装滞在者でございますが、これは、基本的には、偽变造文書や虚偽文書を行使

するなどして身分や活動目的を偽り不正に在留許可を受けている者をいいます。が、広い意味では、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格では認められない活動をしている者も含まれております。

それで、お尋ねの偽装滞在者の状況でございますが、偽装滞在者というものは、その性質上、表見上は正規の在留者として把握されます、入管のシステム上はでござります。そうすると、当局の調査等によって具体的な摘発行為なんかを行つたことによって初めてその在留資格が偽装のものであるということが発覚されてくるものでござりますので、偽装滞在者の実態の全容について把握、分析して、全体的な規模を正確な数字で答えることはなかなか困難なものが性質上ござります。

そこで、偽装滞在者の実態の一端をあらわすものはないかということでございますが、在留諸申請において虚偽文書を使用した疑いのある場合などには、在留資格取り消し手続を行うことが現行法上ございます。その結果、在留資格を取り消した件数というのが、今回の偽りその他不正の手段による処罰に比較的実態が近いものがあると思いますので、その数字を見ますと、平成十六年以降、平成二十三年まで年々増加いたしまして、その後も高い水準で高どまりしておるという状況にございます。

ますので、その数字を見ますと、平成十六年以降、平成二十三年まで年々増加いたしまして、その後も高い水準で高どまりしておるという状況にございます。

○清水委員 非常に重要な法案を審査しておりますので、与党議員の皆さんにもぜひこの議論を聞いていただきたいといふふうに思つておりますが、残念ながら定足数が、この委員会、本当に入ったとき立ちかわりということで、大変遺憾に思つてゐるわけであります。

今の人管局長、偽装滞在者の数は把握していない、なかなかつかむのが難しいということでありました。その一環として、在留資格を取り消した数を述べられましたけれども、今人管局長が答えたのは、いわゆる二十二条の四、この在留資格の取り消しでいう一号から十号まで。例えば、七号の日本人の配偶者等だと、あるいは八号か

ら十号の中長期在留者の中も含めて高どまりしているというふうにおっしゃつたんですけれども、私が聞いたのは、今回の法案で問題になつてゐる偽りその他不正の手段これがポイントになつてますので、一号から五号、いわゆる上陸申請が虚偽であつた、在留資格を取り消したといふ件数は幾らか、わかりますか。

○井上政府参考人 最近五年程度のことを申し上げますと、大体百九十二件から二百六十五件の間で推移してございます。

○清水委員 それを年代別におっしゃつていただけますか、この五年の。

○井上政府参考人 平成二十三年が二百六十五件、平成二十四年が二百四件、平成二十五年から二十七年までが各年百九十二件ということござります。

○清水委員 減つているじゃないですか。高どまりと言つて、二百六十五件から百九十二件に減つていています。

だから、偽装滞在者の数はわからない。いわゆるこの一号から五号、不正、偽り、虚偽の申請によつて入国した者を取り消した数についても減つてゐるということですね。ですから、今回この罰則の新設と強化をもたらした立法事実ということについて、引き続き私は聞いていきたいと思うんです。

例えば、偽装結婚とかいうものは、公正証書原本等不実記載罪という、法律なんかで、今でも罰則でもつて十分取り締まることができるわけですね。あえて、この一号から五号、そんなにふえてもいい偽装滞在者、確証がない、こういうもどでなぜ罰則を設ける必要があるのかということです。

改めてお伺いしますが、今回、偽装滞在者に罰則を設けようということの一つの根拠とされてい

る文書に、第六次出入国管理政策懇談会報告書というのがあります。この中で、偽装滞在者に対し罰則を設ける必要がある等の記述はありますか、報告書に。

○井上政府参考人 お答えいたしました。

先ほどの取り消し件数につきまして、ちょっと補足させていただきたいと思います。

ささらにその前五年といいましょうか、制度がでました、そのように全体に十二年くらいを見ます

を申し上げますと、最初は四十二件、五十一件、百五件、八十二件、百四十八件などのペースからだんだんふえて、二百六十五件がピークでございまして、そのように全体に十二年くらいを見ます

と、ふえてきて高どまりになつてます。ちょっとと後ろの五年だけ、私、取り出しましたので、誤解を与えたとしたら、申しわけございません。補足させていただきます。

○清水委員 記載がないということであります。

今、誤解を招いたらと、いうふうにおっしゃつていましたが、私は全然誤解していません。この三年間は全然ふえていないわけですからね。ピークから減つていてるのは事実ですよ。

この第六次出入国管理政策懇談会は十八回の会合が開かれているんですが、その中で、偽装滞在者に対して罰則を設ける必要がある等の発言をした委員がいましたか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年九月二十九日に開催されました第十三回の会合におきまして、委員のお一方が、偽装滞在対策としての罰則の強化に言及されたと承知しております。

○清水委員 偽装滞在者対策の強化について聞いているんじやなくて、罰則を設けるべきと言明した方がいますかという問い合わせなんですが、いかがでしょうか。

○井上政府参考人 罰則を強化するという方法もあるかもしれませんと、不正の手段で上陸や在

おります。

○清水委員 今、井上入管局長が言われたのは、おっしゃるとおり、これは、第十三回の懇談会でのノーレンさんという外国人の委員の方の発言を用いられたと思うんですが、私、この議事録今

手元にあるんですけども、この方は確かに、罰則を強化するという方法もあるかもしれません、こう述べているんですねが、これは不法滞留者数が

でも、これは、偽装滞在者を取り締まるために罰則を設けるとか強化するという文脈で述べていることではないんですね。

百歩譲つて、いや、それも含まれているんだけど、いうことであつたとしても、その後続けて何と

言つてますか。罰則を強化したとしても、いずれにしても、この数をこれから劇的に減らすといつま、罰則を設けても減らすことはできないと

いうふうに述べているんですね。

ですから、私はいよいよ、新たに罰則を設けることの根拠というのが乏しいのではないかと

ふうに言わなければなりません。

それで、また改めてこれを聞くんですけれども、井上入管局長、数はふえてない、わからな

い、そして、いわゆる有識者の報告書や懇談会でも、偽装滞在者に対して罰則を設けると明確に言つた人はいない。なぜ今回、偽装滞在者に罰則を設けたんでしょうか。端的に。

○井上政府参考人 お答えいたします。

かつては不法滞在者が大変ばつこしておらず、問題になつてございましたが、さまざまの対策をとつたところ、不法滞在者はかなり減らすことができたということです。

年は、単純な手口による不法滞在ではなくて、偽装滞在の形で不法就労する者、そういう問題が深刻化してきています。

そこで、考えますに、偽りその他不正の手段で上陸や在留の許可を得る、そういう行為を本質と

留の審査をかいくぐるという行為の悪質性、あるいは本来入国できないはずの外国人が本邦に在留するという結果の重大性におきまして、既に处罚対象としている不法入国や不法上陸に劣るものではないという実態がございます。

それは处罚に値する行為ということは明らかでございまして、言つてみれば、今は在留資格の取り消しかできます、处罚範囲に穴があいていると

いう状態であったということになります。

それで、結局、行政的な在留資格の取り消しがありますと、これは見つかって取り消されたら帰ればいいだけということになりまして、発見

困難な偽装滞在を企図する外国人に対する抑止策としては不十分であるということから、不法入国や不法上陸と並ぶ法定刑を定めた本罪を設けることとしたものでございまして、これは、出入国管理制度懇談会報告書を受けて決めたものではなく

らありましたものでございまして、これは、出入国管理制度懇談会報告書を受けて決めたものではなくて、入管として、近年の偽装滞在問題の状況に照らしまして、本罪の創設が必要という判断をした

ものでござります。

○清水委員 入管として決めたということなんですが、そつしたら、改めて入国審査のあり方について伺いたいんですけれども、例えば、偽

りその他不正の手段というの非常に悪質だと。例えば、水際で、空港で、入国審査官が、ここで言つてゐる偽りその他不正の手段を見破った場合、どういう対応をしていますか。その時点で見破った場合。

○井上政府参考人 まず、上陸申請の段階でありますので、恐らく、上陸して日本で何をしようとしているかという活動につきまして、偽りその他不正の手段による申告があつた場合だと思います。それを見破った場合には、まずは上陸を拒否

するということにならうかと思います。

○清水委員 それに罰則はあるんでしようか。

○井上政府参考人 今現在、その申告する行為に対する罰則はございません。

○清水委員 要するに、偽りその他不正の手段で入国しようとして、その現場で入国審査官が見

そして、この間議論してきたように、送り出しこの不正行為については二国間取り決めでやるといふんだけれども、それは公表されないこともあるし、それが作成されなくとも受け入れはするというんですから、これでどうやって根絶することができるのかということを言いたいわけあります。

引き続き、法案の徹底審議を求めていきたいと思います。

○葉梨委員長 以上で清水忠史君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る五月十日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会